

令和 6 年度 第 2 回  
和泉市障がい者地域自立支援協議会資料

令和 7 年 3 月 2 6 日 (水)

## 令和6年度 第2回和泉市障がい者地域自立支援協議会 資料

### 内容

権利擁護の取組み.....	1
相談支援部会.....	5
就労支援部会.....	14
地域移行部会.....	17
地域生活支援拠点部会 .....	23
子ども部会 .....	29
支援の質向上プロジェクトチーム.....	33
委員提案.....	36
これまでの委員提案 .....	37

## はじめに

この資料は、和泉市障がい者地域自立支援協議会の下部組織である各種部会等における取組み内容をまとめたものです。

取組みの方向性は、第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画（下記参照）に掲げた方針や目標に沿ったものとし、各部会においては、関係機関・事業者の皆さまにご参画いただき、取組みを進めているところです。

今後も、和泉市のサービスの提供体制の確保・充実や支援体制整備の推進してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

### 第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画（概要）

#### 1. 基本理念

---

##### 障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉

障がいのある人が望む暮らし方を選び、障がい福祉サービス等についても自ら選び、決定できるよう意思決定支援を促進するとともに、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援体制の整備を進め、また、サービスに関わる人材の確保や育成等を通じて権利擁護の推進とサービスの充実を図ります。

あわせて、障がいのある人もない人もお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、本計画と関連計画である地域福祉計画と連携を図り、地域における包括的な支援体制を構築することで地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

#### 2. 基本方針・施策の方向性（第7期和泉市障がい福祉計画）

---

##### 1 自己決定の尊重と意思決定の支援

日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障がい者本人の自己決定の尊重に基づく意思決定支援ができるよう支援します。

##### ➡重点目標5

障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、包括的な支援体制

の整備を進めるため、関係部署や関係機関との相談支援体制強化に努めます。

#### ➡重点目標5

障がい者が希望するひとり暮らし等の実現のため、障がい者地域自立支援協議会の活性化に努め、居住支援協議会等との連携に努めます。

### 2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が抱えるさまざまなニーズに対応するため、専門性を高めるための研修や多職種間の連携促進、利用者の安全確保など、障がい福祉サービス提供体制の充実に努めます。

### 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した提供体制の整備

地域生活の移行や地域定着のため、安心して暮らすことができるよう、サービス提供及び支援体制の確保に努めます。

#### ➡重点目標1・2

地域生活支援拠点の機能の充実のため、関係機関の効果的な支援体制の構築・機能充実に努めます。

#### ➡重点目標3

就労支援施設の推進により、福祉施設から一般就労への移行等の推進及びその定着に努めます。

#### ➡重点目標4

ニーズを把握し、関係機関と連携した障がい福祉サービスの利用促進や地域課題の整理、地域資源の開発等を通じた強度行動障がいや高次脳機能障がいなどを有する障がい者等に対する支援体制整備に努めます。

### 4 障がい福祉人材の確保・定着、人材育成

障がい福祉サービスを安心して利用できるよう、障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実に図り、サービス提供体制の整備を促進します。

#### ➡重点目標5

### 5 障がい者の社会参加の促進

文化芸術活動に参加する機会の確保や文化芸術活動の情報収集・発信など、障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進を図ります。

障がい特性に配慮した、意思疎通支援の体制づくりの充実に努め、障がい者等

による情報の取得利用・意思疎通の推進に取り組みます。

## 6 権利擁護の推進及び障がい者差別のない社会づくり

障がい者虐待防止センターを設置し、24 時間体制で電話・メール等による相談・通報を受付け、速やかな事実確認・安全確認を行い適切に対応します。

また、事案の傾向把握や検証を通じて、必要に応じてマニュアルの見直しや相談支援事業者等への周知など、虐待の早期発見や未然防止に努めます。

障がい者差別のない社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動や研修等、取組みを進め、障がい者の住みやすいまちづくりに努めます。

## 3. 重点目標（第7期和泉市障がい福祉計画）

---

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設や計画相談支援などの関係機関との連携を図り、地域生活への移行及び地域生活の定着を促進します。

【取組概要】 関係する部会：相談支援部会

入所施設や計画相談支援などの関係機関との連携を図り、地域生活への移行及び地域生活の定着を促進します。

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域において自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉等の関係者と協働し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【取組概要】 関係する部会：地域移行部会

精神障がいのある人が、地域において自分らしい生活を送ることができるよう、計画的に基盤を整備するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場である自立支援協議会地域移行部会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

### 3 地域生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活ができるよう、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を整備・運用に取り組みます。

【取組概要】 関係する部会：地域生活支援拠点部会

障がいのある人が住み慣れた地域で生活ができるよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用します。

また、緊急時の調整が円滑に行えるよう、基幹相談支援センターにコーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置し、また、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

地域生活支援拠点の運用状況について、自立支援協議会及び自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、年1回以上検証・検討を行います。

その他、大阪府等と連携して強度行動障がい者の実情や支援サービス等に関する調査を実施します。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

就労支援機関等との連携体制の構築や企業との協力関係の構築し、一般就労への移行及び福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて取り組みます。

【取組概要】 関係する部会：就労支援部会

自立支援協議会就労支援部会において一般就労に向けて、さまざまな就労支援機関等との連携体制の構築や企業との協力関係の構築などについて、また、福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて、受注企業との関係の構築などについて協議し、目標達成に向けて取り組みます。

【成果目標】

	令和3年度（実績）	令和8年度（目標値）
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	28 人	44 人以上
就労定着支援の利用者数	17 人	24 人
就労継続支援B型事業所における平均工賃月額	11,794 円	16,613 円

## 5 相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化

障がい者の自立支援に向けた体制整備に向けて相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化に取り組みます。その他、障がい福祉サービスのみならず、インフォーマルサービスも含めた社会資源の把握・利活用等を通じて地域全体での支援体制の整備を進めます。

【取組概要】 関係する部会：相談支援部会・ICTプロジェクトチーム

本市では、基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）を設置し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

相談支援体制の充実、ネットワークの充実にあたっては、自立支援協議会相談支援部会において計画相談支援の強化のため、相談支援専門員のスキルアップ等の取組みの推進を図ります。

また、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に向けて、自立支援協議会の体制の改善を図るなどの活性化に取り組みます。

その他、意思決定支援の促進、個別支援計画の質の向上、社会資源の把握及び利活用の促進、障がい福祉人材の確保・育成、権利擁護の推進、障がい者の社会参加の促進など総合的に障がい者の自立支援に向けた体制整備に取り組みます。

特に障がい福祉サービスのみならず、インフォーマルサービスも含めた社会資源の把握・利活用・開発等を通じて地域全体での支援体制の整備を進めます。

### 【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言（件／年）	4件	4件	4件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援（件／年）	1件	1件	1件
個別事例の支援内容の検証（回／年）	4回	4回	4回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施（回／年）	3回	3回	3回

# 障がいのある人もみんないきいき暮らせるまち・和泉

【所掌事項】  
 ・障がい者計画及び障がい福祉計画の策定等  
 ・障がい者の施策の総合的な推進について

【構成】  
 ・障がい福祉課(事務局)  
 ・学識経験者・当事者団体  
 ・関係機関(HW・保健所)・市民委員

和泉市障がい者施策推進協議会  
 (障害者基本法第3条第4項) ※条例設置

協議の報告等  
 ↑

意見  
 ↓

和泉市障がい者地域自立支援協議会  
 (障害者総合支援法第89条の3) ※条例設置

協議の報告や提案  
 ↑

承認・意見・依頼  
 ↓

【所掌事項】  
 ・障がい者の自立支援に関する体制整備について

【構成】  
 ・障がい福祉課・基幹相談支援センター(事務局)  
 ・学識経験者・当事者団体・部会代表者・関係機関(HW・保健所)

【目的及び内容】  
 ・障がい福祉計画における重点目標に関する具体的取り組みについての協議を行うなど、障がい者の地域生活に関するシステム構築や連携体制の構築について協議を行う中核的役割の場

【所掌事項】  
 ・協議会や各種部会と連動して障がい者の自立支援に関する体制整備について具体的に実行(推進)するための検討を行う。

【構成】  
 ・障がい福祉課・基幹相談支援センター  
 ・障がい者相談支援センター・関係機関(※)  
 ※必要時、関係機関や部会代表者の参画もあり

【目的や内容】  
 ・自立支援協議会で協議された事項を具体的な実行に移すための検討を行う。また、協議会での協議結果を踏まえて部会に対して、意見などを行う。  
 ・各部会等であがった課題を共有し、内容や優先順位等について協議会での協議事項を整理する。  
 ・地域課題を整理し、課題に対する検討や解決に向けた部会等の設置について検討や提案を行う。  
 ・協議会の運営や部会の進捗について共有及び検討する。

## 和泉市障がい者地域自立支援協議会推進会議

※要綱設置

部会運営・庶務担当

：子育て支援室

子ども部会

【構成】  
 医療、保健、保育、教育、福祉の  
 関係機関  
 【目的及び内容】  
 ・障がい児のライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築  
 ・医療的ケア児の課題検討

相談支援部会

【構成】  
 ・基幹相談支援センター  
 ・障がい者相談支援センター  
 ・特定相談支援事業者  
 【目的及び内容】  
 ・地域課題の解決  
 ・計画相談支援の質の向上  
 ・情報共有 など

就労支援部会

【構成】  
 ・基幹相談支援センター、泉州  
 北障害者就業・生活支援セン  
 ター、就労系事業者  
 【目的及び内容】  
 ・一般就労への移行  
 ・工賃向上(共同受注体制)  
 ・企業開拓、販路拡大 など

地域移行部会

【構成】  
 ・基幹相談支援センター  
 ・障がい者相談支援センター  
 和泉保健所、精神科病院  
 【目的及び内容】  
 ・地域包括ケアシステムの構築  
 ・効果的な地域移行  
 (退院促進) など

地域生活支援拠点部会

【構成】  
 ・基幹相談支援センター、障がい者相談  
 支援センター、特定相談支援事業者、  
 サービス事業者、当事者団体 等  
 【目的及び内容】  
 ・相談支援、緊急時の受入れ等地域生活  
 支援拠点(面的整備型)の整備  
 ・短期入所事業者等との連絡会 など

支援の質向上 PT

【構成】  
 ・基幹相談支援センター  
 ・サービス事業者 等  
 【目的及び内容】  
 ・効果的な支援のあり方検討

部会運営・庶務担当：基幹相談支援センター

令和6年度 和泉市障がい者地域自立支援協議会 年間活動計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域自立支援協議会						【第1回】 8月6日							【第2回】 3月26日
推進会議			【第1回】 5月10日	【第2回】 6月26日			【第3回】 9月10日	【部会代表委員意見交換会】 10月11日					
相談支援部会	全体会(勉強会)	【第1回】 4月11日			【第2回】 7月17日						【第3回】 1月29日		
	ネットワーク会議			【第1回】 6月19日		【第2回】 8月21日		【第3回】 10月16日		【第4回】 12月20日		【第5回】 2月19日	
	事業所訪問			6月21日	7月11日	8月30日				12月16日	1月9日		
就労支援部会	全体会										1月30日		
	工賃向上	【第1回】 4月15日			【作業役務チーム】 7月11日 【授産製品チーム】 7月26日		【授産製品チーム】 9月17日			【授産製品チーム】 12月16日			
	一般就労への移行	【ケーススタディ①】 4月24日		【ケーススタディ②】 6月19日		【ケーススタディ③】 8月21日		【ケーススタディ④】 10月23日			【ケーススタディ⑤】 (振り返り) 1月15日		
地域移行部会	全体会(研修会)			【第1回】 6月17日 【研修会①精神疾患】 <第1回>6月27日	【研修会①精神疾患】 <第2回>7月22日	【研修会②アルコール】 <第1回>8月29日		【第2回】 10月31日	【研修会③市民講演会】 11月7日		【研修会④アルコール】 <第2回>1月24日	【第3回】 2月17日	
	居場所づくりチーム	【居場所】 4月10日・17日 【チーム会議】 4月25日	【居場所】 5月8日・22日	【居場所】 6月12日・26日	【居場所】 7月10日・24日	【チーム会議】 8月2日 【居場所】 8月14日・28日	【居場所】 9月11日・25日	【居場所】 10月9日・23日	【居場所】 11月13日・27日	【居場所】 12月11日	【居場所】 1月8日・22日	【居場所】 2月12日・26日	【居場所】 3月12日・26日
	退院促進チーム		【チーム会議】 5月8日				【チーム会議】 9月12日				【チーム会議】 1月17日		
地域生活支援拠点部会	全体会		【第1回】 5月30日			【第2回】 8月22日			【第3回】 11月21日			【事業所説明会】 2月6日・20日 【第4回】 2月27日	
	短期入所利用スキーム				【第1回】 6月18日							【短期入所事業所 意見交換会・説明会】 2月18日	
	在宅スキーム				【第1回】 6月20日								
子ども部会				【第1回】 6月3日					【第2回】 11月21日			【第3回】 2月5日	
権利擁護の取組み	法律相談(定例)				【第1回】 7月17日 (相談支援部会と合同)		【第2回】 9月27日			【第3回】 12月19日			【第4回】 3月19日 意思決定支援研修
	事業所対象研修 ・虐待防止 ・権利擁護								【研修】 11月20日 成年後見制度				
	虐待関連				【第1回マニュアル改訂会議】 7月23日	【第1回レビュー会議】 8月26日		【第2回マニュアル改訂会 議】 10月9日	【第3回マニュアル改訂会 議】 11月18日		【第4回マニュアル改訂会 議】 1月16日	【第2回レビュー会議】 2月21日	
支援の質向上PT	全体会			【第1回】 6月18日				【第2回】 10月10日					
	個別支援計画チーム			【第1回】 6月18日				【第2回】 10月10日				【フォローアップ研修】 2月6日	
	社会資源チーム			【第1回】 6月18日	【研修動画撮影】 7月31日			【第2回】 10月10日		【第3回】 12月20日			

# 権利擁護の取組み

---

## 権利擁護の取組み

### 目的

障がい者の権利を守るため、支援に携わる者が利用者に対して権利擁護の視点をもって適切な支援が出来ることを目指す。

### 概要

障がい者が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、権利や尊厳を守るために、意思決定支援の促進や虐待予防に繋がる取組みを実施する。

#### 1. 権利擁護研修

- ・昨年度計画相談支援へ実施したアンケートの内容や意思決定支援ガイドラインを踏まえ、障がい者が自らの意思を反映した日常生活や社会生活を送れるよう、計画相談支援や福祉サービス事業者が障がい者の自己決定の尊重などの権利擁護の視点に基づいた支援が実施出来るように、学ぶ場を設け、支援力向上を図っていく。

#### 2. 法律支援事業

- ・法的観点が必要となる相談ケース等の対応のため、今年度も引続き大阪弁護士会と契約している。定期的な定例相談会と随時相談を活用する。
- ・相談支援専門員が関わるケースの中には成年後見制度等、法的観点が必要な相談もあるため、法律支援事業を活用し、加えて学びの場となるよう、年4回のうち2回を勉強会とする。また、主に相談支援部会で案内し、これまで以上に活用してもらえるように働きかけを行う。

#### 3. 虐待レビュー会議

- ・被虐待者、養護者の権利を守るため、虐待が起こった原因を整理し、早期の解消に向け支援を行う。
- ・毎月の基幹相談支援センター内のレビュー会議で各ケースの進捗状況を確認し、課題解決につなげる。
- ・虐待対応から通常のケース対応に切替えるタイミングや、課題の解決または虐待対応の終結に向けた支援の方向性の確認や検討をする場として、今後も市と基幹相談支援センターによる虐待レビュー会議の開催を継続する。また、虐待の対応力の向上を目的に、対応の流れや各機関の役割等を整理し、「和泉市障がい者虐待防止・対応マニュアル」等の内容の見直しも行っていく。

# 権利擁護の取組み

## 1. 権利擁護研修

### 令和7年2月までの取組み実績と成果

11月20日に和泉市で後見人としても活躍している社会福祉士へ講師依頼し、「成年後見制度について」研修を実施した。和泉市内の相談支援専門員を対象に案内し、21名の参加があった。

#### 〔講義〕

- ・成年後見制度の概要について
- ・成年後見制度を利用した際のメリット、デメリットについて（メリット：手続きや財産管理ができる人が居なくて困るという事がなくなること等、デメリット：途中で理由なく制度の利用を中止できない等）
- ・申請時に相談員として本人情報シートの記入など、関わるべきポイント
- ・成年後見制度の申立てをする際の必要書類について
- ・今は成年後見制度が必要でなくても、今後必要となるかもしれないという視点をもってもらえるよう、事例を通じたグループワーク

研修後のアンケートでは、「他の方の意見を聞くことができ、今後起きてくるであろう困り事などを想定して考えていくことが大切という認識を持てた」「申立ての流れや費用について詳しく知れた」など多くの方に満足していただいた。

### 次年度の方向性

以前相談支援専門員向けにとったアンケートを基に、相談支援専門員やサービス提供事業者へ、障がい者の自己決定に基づいた支援を行うことの必要性についての意識付けや、支援のプロセスや手法を学ぶことで質の高いサービス提供につなげること、また障がい者虐待について等権利擁護の視点に基づいた支援が出来るよう、次年度も研修会を開催していく。

いずみ成年後見人サポートセンター（中核機関）との連携について、年4回（6月、9月、11月、3月）開催される出張相談会に参加予定。また、それぞれの機能（広報機能や相談機能など）と役割を整理し、適切に連携しながら取組みを検討していく。

## 権利擁護の取組み

### 2. 法律支援事業

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### ○定例法律相談（下記の通り実施）

9月27日（第2回/3事例）

12月19日（第3回/3事例）

今年度は、傍聴参加はなかったが、必要時に活用してもらえるよう、相談支援部会にて都度内容を共有している。

##### ○随時法律相談 今年度全6件（2月末時点）

相談に対しては迅速に回答があり、課題解決の上で有効的に成果が挙がっている。また、支援の方向性を固めた上で、法的にも問題が無いかを弁護士に確認をすることもあり、支援の後ろ盾にもなっている。

##### ○相談支援部会（勉強会）との研修会共同開催

生活保護制度の基本的なルールや対象者の生活に係る各種取り扱いなどを知ること、対象者への適切な関わりや手続き、相談先へ繋げられるよう7月17日に相談支援部会の勉強会と共同で「生活保護制度について」学んだ。参加者アンケートでは「申請の方法や申請のタイミングがよくわかった」「一度断られた時の対応を知ることが出来てよかった」等の声があった。

##### ○「意思決定支援について」の勉強会

意思決定支援の基本的な制度や対象者との関わり方等を知ること、適切な関わりや相談先へ繋げることを目的に、弁護士と主任相談支援専門員へ講師を依頼し、3月19日に「意思決定支援について」勉強会を実施。

〔内容〕2部構成

1部目：障がい福祉サービス提供等に係る意思決定支援について（主に制度について）

2部目：実際の現場支援に即した講義とペアワーク（担当者会議の持ち方や支援者が利用者に関わるときに意識するポイント、働きかけ方等）

#### 次年度の方向性

今後も法的観点が必要な事例があると考えられるため、3ヵ月に1度の定例法律相談を継続する。ただし、事例提供方式だけではなく、相談支援専門員が法律に関わる学びたい内容も踏まえ、必要に応じ講義の場を設ける。

引き続き、相談支援部会等で相談支援専門員へ定例法律相談への参加の声掛けを行い、適宜法律相談の活用につながるようにする。

## 権利擁護の取組み

---

### 3. 虐待レビュー会議

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

基幹相談支援センター内では虐待の早期解消に向け、適切な支援がなされているか、毎月進捗の確認を継続。

(令和7年2月末現在 対応件数：15ケース)

養護者虐待の対応力向上を目的に、「和泉市障がい者虐待防止・対応マニュアル」の内容の改訂やレビューシートの運用について、市と基幹で協議を行った。

#### 次年度の方向性

虐待の早期解消に向け、基幹相談支援センター内ではこれまで通り、毎月進捗確認を行う。また市と基幹相談支援センターのレビュー会議を年2回開催し、適切な支援が行えるようにする。

また、「和泉市障がい者虐待防止・対応マニュアル」の編集を行っていく。

# 相談支援部会

---

## 相談支援部会

### 目的

相談支援専門員として、必要な知識やスキルの習得が出来る場とし、専門性を高め、支援の質の向上を目指す。適時相談し合える体制を確立し、相談支援専門員全体のネットワーク作りを行い、相談支援における課題の抽出や解決に向けた取組みを行っていく。

### 概要

相談支援専門員として支援を行う上で、障がい特性や制度の理解、社会資源情報の充足や関係機関との連携が必須となっている。

令和6年度も昨年度に引き続き、4つの枠組み（勉強が出来る場、相談が出来る場、適宜相談・情報交換が出来る場、個別相談が出来る場）で取組みを継続し、相談支援専門員個々が抱える課題の把握や共有、適宜相談や助言をし合うことで抱え込みを防ぎ、より一層のスキルアップを図りながら、個別ケースを通じて課題を抽出していくことも意識し、地域の支援体制整備や当事者の自己決定の尊重に基づいた適切な支援につなげられるよう取組みを行っていく。

また、本部会の枠組みのみにとらわれず、主任相談支援専門員等と協働で実施する他の取組みや他の専門部会と協働する企画等についても、情報共有や連携の場として、相談支援専門員へ働きかけていく。

### 1. 相談支援の質の向上

#### (1) 勉強会（全体会）（年3回／4月・7月・1月）

全体に共通する制度や支援に関することに対し、研修等を行う。学びを深め、スキルアップに役立つものとする。

#### (2) ネットワーク会議（年5回／6月・8月・10月・12月・2月）

相談支援専門員同士が気軽に相談や様々な情報交換等を行い、日々の業務に活用出来るものとする。課題の把握や解決に向けても協議。昨年度の事業所訪問から出た意見の中から、参加者の関心が高いものや共通する課題を取り上げる。

#### (3) 事業所訪問（6月より随時）

新規および希望する特定相談支援事業所を中心に、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所がペアで事業所に出向き、業務上の課題を把握や、ケースの相談に関する助言、その他意見交換等個別のフォローアップを行う。

#### (4) オンライン相談（随時）

“情報共有”“相談ごと”等、各々が必要な場面で自由に投稿し合い、即時支援に役立てられるものとする。

## 相談支援部会

### 1. 相談支援の質の向上

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### (1) 勉強会（全体会）

＊初任相談支援専門員が増えていることや対象者の抱える課題も多岐にわたっており、相談支援専門員として、必要な知識やスキルを習得し、より広い視野で相談支援にあたる事が出来るようになることを目的に実施。

≪勉強会「生活保護制度について」≫：講師は弁護士（7月17日）

- ・受給要件などの基礎知識や、適切なタイミングでの申請の目安、スムーズに申請が進まない場合（水際作戦）に弁護士への相談は比較的平易であることや弁護士費用の支給制度（法テラスや日弁連委託援助事業）のことなど。
- ・弁護士が実際に支援に携わった事例を用いた講義であったため「事例を元に具体的な説明で分かり易く、イメージし易かった」「新しい知識を得ることが出来、当事者への助言など今後の支援に生かせる」と好評であった。

≪勉強会「障がい・介護の連携」≫：講師は大阪府相談支援アドバイザー（1月29日）

- ・各支援における視点の違いや移行時の連携のポイントや留意点、各制度やそれぞれの役割の理解など。
- ・「相談支援専門員と介護支援専門員双方の支援への考え方や実際の動きを知ることが出来て良かった」「互いへの理解や連携の必要性を強く感じたため今後もこのような機会を作って欲しい」「サービス移行の流れや相談先が分かった」等の感想が相談支援専門員、介護支援専門員双方から聞かれ、継続して取り組んでいく必要性を確認した。

##### (2) ネットワーク会議

＊相談支援専門員個々で得る情報の偏りを補うための情報共有や、小グループでの相談会を継続して行うことで、3層構造だけでなく、相談支援専門員同士の横の繋がり・相互に相談しやすい関係性を構築・強化することを目的に、引き続き相談支援部会の核として実施している。

≪第2回≫（8月21日）

- ・報酬改定に伴う変更点（体制加算の要件、サービス担当者会議への本人参加等）を確認。
- ・11月の権利擁護研修「成年後見制度について」の実施に向け、普段の支援の中で迷っていることや学びたいことなどを意見交換。相談支援専門員として対応する場合の役割などを身近な立場で助言を受けられるのでは、ということから、講師は社会福祉士に依頼した。

## 相談支援部会

- ・令和5年度に実施した、地域生活支援拠点事業「もしもキャンペーン」の結果報告。実施後の変化について、「備えの必要性に気づいてもらえた。」「家族が意識するようになった。」「GHの体験利用につながった。」等の意見があった一方で、「取組み内容や事業の仕組み自体が分かりにくい。」「受け皿がなく困っている。」という意見も聞かれた。
- ・加算について（継続）。要件や記録の参考様式などを再共有し意見交換。

### ≪第3回≫（10月16日）

- ・令和5年度事業所訪問から出た意見をカテゴライズした課題から「社会資源について」というテーマで意見交換を行った。
- ・マッチングにおける工夫点や“あったら良いな”資源などについて、必ず事業所を見学して雰囲気を知っておく、相談支援専門員のつながりで情報を得る、また「ごみ捨て」や「通学の見守り」などサービス利用までは必要ない場合のお手伝的な支援や『福祉版 Uber Eats』（当事者がニーズの発信し、企業や人が支援を手上げ）があれば当事者の生活の充実につながるといった声や、その他ココスルの情報を充実させて欲しい、といった意見が出た。

### ≪第4回≫（12月18日）

- ・1月の勉強会テーマ（障がい・介護の連携）について、意見交換。スムーズに介護への移行をはかるために、移行前からサービスの適正量の見極めや、当事者、家族の納得が得られるよう早い時期からの事前説明（自己負担の発生など）の必要性、また移行経験者からは好事例の共有などがあった。
- ・「社会資源について」当事者の生活上サービス利用だけでは不足していることやニーズを把握し、課題として積み上げていくことを目的に意見交換を継続。ひきこもりの方の社会参加の場や、障がい版おたがいさまサポーター事業、また地域生活支援拠点事業の緊急時の受入れ先について、ヘルパー派遣を併用した高齢者施設の空室利用などの案が意見として出された。

### ≪第5回≫（2月19日）

- ・地域生活支援拠点事業について、事業やもしもの時の確認シート（26・27頁）についての説明。
- ・就労選択支援について、既出の情報や計画相談との関わりについて共有。
- ・3月権利擁護研修会「意思決定支援について」のテーマで、日頃の支援で意識していることや工夫していること、困っていることなどを意見交換。重度で発語がない方では、ご本人の気持ちの汲み取りを心掛けてはいても、家族の意向に偏ってしまいがちであることや、意思を尊重と利益確保が相反する場合がある、複数の支援者間で見立てが異なることがある、といった悩み、意思の推定が合っているのか悩むといった意見には、チームでの見立てを記録し積み重ねていくしかないのでは、といった助言も参加者同士でされた。

※支援や事務上で困難さを感じていること、また他者の意見や経験を聞いてみ

## 相談支援部会

たいこと等、意見交換自体は活発になされるが、具体的な取組みにはつながりにくい。

※機能強化型サービス利用支援費Ⅲ・Ⅳ取得にかかる要件に基づき、事業所に求める具体的な動きを（障がい福祉課にて）整理した。

### （3）事業所訪問

\*事業所の困り感を把握し、フォローすることを目的に継続。事業所訪問を通じて相談支援体制にかかる課題の把握や、3層構造の周知により必要時活用出来るような関係を構築していく。

- ・新規事業所への訪問を実施し、業務や支援に関する相談を受けた。  
（令和7年2月末時点で5件訪問）

○事業所から挙げた意見（10～12頁参照）

### （4）オンライン相談

- ・引き続き、リアルタイムで支援や社会資源に関する相談、情報共有など、適宜自由に投稿し合えるツールとして運用。

### 次年度の方向性

- ・「令和6年度相談支援部会振り返りアンケート」を実施し、意見集約を行った上で、次年度の取組みについて検討し、実施していく。
- ・4つの枠組みは継続しつつ、機能強化型サービス利用支援費Ⅲ、Ⅳを取得している事業所を中心に、相談支援専門員が主体的に部会運営を行っていくことを目標に、まずはネットワーク会議で取り上げる課題に応じた事例提供や、相談会でのファシリテーションなどの役割を機能強化の事業所が担えるよう、実際に進めながら流れや体制を確立する。
- ・上記を踏まえながら、引き続き、相談支援専門員のニーズに応じた勉強会の実施、またケースの抱え込みや課題を共有する機会を継続して設け、相談し合える体制を構築・強化することにより、相談支援の質の向上を図る。事例検討会や事業所訪問等から相談支援における課題の抽出（全体に共通する課題があればより深めて協議し、地域課題としても意識していくことが出来るよう）や、解決に向けた取組みの協議検討につなげていく。
- ・オンライン相談については、事務局が積極的な投稿（例えば、市外・新規の社会資源情報）を試みたり、ココスルにリンク先を掲載するなど、相談支援専門員が気軽に利用出来たり、有用性を感じてもらえるような仕掛けもしていく。

## 相談支援部会

＜機能強化型サービス等支援費取得事業所の役割＞						
	必要な要件	I	II	III	IV	
1	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的を開催していること	○	○	○	○	別紙1・2の作成を週1回、月4回以上作成 ※児者両方のケースについての検討を行う
2	24時間連絡体制と確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	×	×	
3	新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること	○	○	○	○	
4	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても指定計画相談支援を行っていること	○	○	○	○	
5	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○	(特定相談)別紙2を相談支援部会に提供 (障がい児相談)相談支援連絡会における事例検討等に参加及びケース提供
6	協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること	○	○	○	×	別紙3-1 (特定相談)相談支援部会の企画運営に携わる 別紙3-2 (障がい児相談)相談支援連絡会の企画運営に携わる

## 相談支援部会

7	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること	○	○	○	×	別紙4 (特定相談)相談支援部会以外の専門部会への参加及び積極的な協力
8	運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加していること	○	○	×	×	
9	取扱件数が40件未満であること	○	○	○	○	

(2/28意見交換会にて、特に確認された事項)

- ・各事業所にて、処遇困難ケース等について定期的に「利用者に関することやサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議」を実施し、(計画相談支援プロセスや地域の社会資源、関係機関ネットワーク構築など)様々な視点で課題分析を行う。その中から地域課題へ展開しそうなケースや、和泉市の支援体制整備につながりそうなケースについて、相談支援部会にて事例発表、事例検討を行う。
- ・相談支援部会の取組みの企画運営や、その他専門部会への参加および積極的な協力を行う。

## 相談支援部会

---

### 事業所訪問・小グループの相談会から出た意見（R6年度分）

#### 【制度・報酬・業務の理解】

##### ●各種加算について

- ・記録に追われ、業務量が増える。記録のとり方が分かりにくい。共有簿冊に記録のポイント以外に記載の仕方を掲載する、全ての加算の様式を統一をする、必要項目もチェック方式で分かるようにするなど効率化が必要。
- ・加算の申請がややこしい。要件により取りにくいものもある。
- ・修了必須の研修のことや取得要件が分かりにくい。確認方法が分からなかったり、手間がかかり、支援実施した分を評価して欲しい気持ちはあるが、労力と費用が見合わない、返戻があると面倒なため、あきらめている。
- ・頻繁に対応が必要な人は、加算を取るより毎月モニタリングに切り替えている。

#### 【支援について】

- ・不登校の児童が支援から漏れがちで、将来引きこもりや触法につながる場合もある。社会参加や自分の役割をもつことが出来るような支援・体制づくりが必要。
- ・精神状態が不安定な家族へのフォローが必要なケースで、本人の安全確保のため毎月モニタリングの必要性を市に伝えたが、「母の支援になる」として認められなかった。

#### 【対応について】

- ・「支給量をどれだけとれるか」という基準で評価されたり、相談支援専門員がつくと利用日数を増やせる、と誤解されたり、年金の手続きをしてもらえる、といった書類毎は何でもやってくれると思われるなど、相談支援専門員の役割を保護者や関係機関に正しく理解されていないことでの支援のし辛さを感じることもある。
- ・（例えばIT系など）専門的なことも相談されるが、どこまで対応したら良いか迷う。

#### 【業務の効率化・事務作業等】

- ・一人事業所のためダブルチェックが出来ず、書類の管理が難しい。（提出物の抜け、更新・モニタリングの抜け等）
- ・遠方の方の場合、モニタリングで自宅訪問する際にも往復だけで時間を要する。
- ・相談支援だけでは利益が出ないため、法人内他事業種で兼務せざるを得ない。
- ・アセスメントシートの保存や様式の簡易化について。どの程度の情報を残しておけば良いか分からない。

## 相談支援部会

- ・必要書類や請求業務の初歩的なことが分からないが、事業所内では相談先がない。
- ・市によっては独自の書式があるなど、市毎に対応を変えなければならないことが大変。
- ・請求ルールの手引書が欲しい。（請求ソフトについての情報交換等）。
- ・活用し易い請求ソフトが必要だが費用負担が大きい。事業所立ち上げの時に補助金などあれば助かる。

### 【関係機関との連携体制】

#### ●学校

- ・（地域の）学校に担当者会議への参加等の経験がなく他機関との連携の仕方や、相談支援専門員の役割を理解してもらえておらず、やりにくさを感じる。
- ・学校への調整（担当者会議への出席依頼等）は保護者経由ですることが基本で、直接相談支援専門員が行うことが出来ない。

#### ●その他

- ・民生児童委員との連携。障がい分野で関わり方が分からないが、何か支援したい思いはあるように感じている。

### 【人材育成・相談支援体制の充実】

- ・1人体制であることに、不安を感じている。

### 【社会資源について】

- ・重症心身障がい児者、医療的ケアが必要な方、強度行動障がいの方の社会資源が少ない（短期入所や共同生活援助、生活介護、日中一時支援、看護師常駐の就労継続支援B型等）。特性に合う所が無い。児童、特に未就学児を受け入れる短期入所が無い。
- ・高齢者施設で受入れ可でも、若い人は合わない、同性介護の確保が難しい等。
- ・移動支援の受入れ先がない。（事業所・人手不足、支援希望時間や曜日の集中等）
- ・地域格差がある。強度行動障がいの方の通院等介助や移動支援で利用できる事業所がない。放課後等デイサービスであれば送迎範囲外等。
- ・支援学校では学習保障がされていない、と地域の学校を選ぶ家族もいるが、本人がしんどい思いをしてしまうこともある。地域と支援学校の間層がない。
- ・リスクマネジメントと言われても、受入れ先の空きがなく不安だけがつもの。
- ・地域活動支援センターなど、土曜日祝日もやっていたら良いと思う。
- ・保護者のネットワークから情報を得て、相談支援専門員が適切に支援してもらえると判断した事業所を提案しても断られるケースもある。
- ・緊急時の受入れ先として、事業所の場所を貸してもらい、そこへヘルパーが派遣出来れば良いが、責任の所在や事故対応はどうなるのか、は事業所として明確にしておきたいところ。やはり制度として設定が必要。

## 相談支援部会

---

- ・ヘルパー派遣を併用した高齢者施設の空室利用での緊急受入れが出来れば良い。
- ・ちょっとしたお手伝いの支援、高齢者で実施されている事業を障がい者版に転用する等が出来れば（ゴミ出しだけ支援してもらえたら良い、登校の見守りだけあれば地域の学校に行くことが出来る、Uber Eatsのようなニーズに対し手上げ方式の支援。その他ごみ屋敷の掃除、ちょっとした付添等）

### 【マッチングについて】

- ・事業所情報は、ネット検索や事業所のパンフレットを元に探して、対象者に情報提供することが多い。ココスルは情報不足だと思う。空き状況は参考にならない。

### 【介護保険への移行】

- ・重度訪問介護利用者は、介護保険だけでは必ずオーバーするため、他市では1年だけ介護支援専門員と相談支援専門員が共同でプランニングすることを認めてくれた。
- ・負担額の発生については、どんなに早くから説明しても、その時になると不満や不安が出てくる。
- ・これから移行していく方の中で、介護度やサービス量がどれ位になるのか見当がつかない不安がある。
- ・両サービス併用の方の障がい福祉サービス分（重度訪問介護）については介護支援専門員は関与せず、サービス提供事業所同士で調整するよう言われることも多い。

# 就労支援部会

---

## 就労支援部会

### 目的

障がいのある方の就労について、個々に合わせた就労の場を提供し、また経済的な自立や生活基盤を整備することを目的とし、本部会では「一般就労の促進」「工賃の向上」の取組みを行っていく。

### 概要

一般企業（障がい者枠）への就労、また就労後の定着のため、就労支援機関同士が連携し、支援に取り組むことが必要である。各就労支援機関が有機的に機能していくため、役割の整理を行い、就労の促進と定着を目指す。  
また、就労継続支援B型事業所の工賃を向上する取組みとして、企業等からの受注を増やし、授産製品の販路拡大に向けた取組みを行っていく。

### 1. 一般就労への移行

市内の就労移行支援事業所が支援をしている実事例をもとに、就労移行支援事業所、泉州北障害者就業・生活支援センター、和泉市障がい者就労支援センター、基幹相談支援センターにて、課題や支援のノウハウの共有と意見交換を行い、支援の質の向上と各就労支援機関の機能の理解を深めていき、機能強化を図っていく。また、事業所の職員が就労支援のポイントを理解し、現場の業務で実践出来るようにするために、就労支援ガイドラインの更新を行っていく。

一般企業や実習先の確保に向け、ケーススタディを通じて出た課題を整理し、具体的に企業へどのようなアプローチが出来るのか検討を行っていく。

### 2. 工賃向上の取組み

事業所が受注可能な業務や授産製品を周知し、販路の拡大、開拓を図り、工賃向上を目指す。

\*事業所が受注可能な業務や授産製品をココスルへ掲載

【進捗】授産製品は掲載済み（未掲載もある）、業務は未掲載

\*ココスル、カタログ、チラシなどを活用し、受注可能な業務や授産製品を企業等（発注に繋がりそうなターゲット）へ周知

・誰が、どこへ、どのように周知していくかを検討、実施

\*共同受注グループ（企業等からの受注依頼があれば LINE グループ内で情報共有等を行っている）で受注に繋がった事例をココスルへ掲載（受注の促進）

## 就労支援部会

### 1. 一般就労への移行

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### ○ケーススタディについて

第3回 令和6年8月21日 works すぎな

第4回 令和6年10月23日 ブレストワークス

振り返り会議 令和7年1月15日

一般企業（障がい者枠）への就労、また就労後の定着のために、就労支援の在り方（動き方）に焦点を当ててケーススタディを実施し、就労相談から就職、フォローアップまで、各段階における支援の在り方や工夫している事などを意識して意見交換を行った。

他機関連携の在り方（精神障がい者の安定した通所のための医療との連携など）、就労意欲を向上させるための工夫など、支援の在り方について共有出来た。

振り返りを行う中で、「日ごろの支援の方法の見直しになった」や「他事業所の就労支援のプロセスを学べ、今後も支援に活かしたい」といった意見が出た。

#### 次年度の方向性

##### ○ケーススタディについて

次年度もケーススタディを実施していくが、より就労支援のプロセスに役立てられるよう、現在支援しているケースで検討する予定。また、就労継続支援B型作業所や就労継続支援A型作業所に、就職者を出すための就労支援のプロセスや支援について各事業所で活用できるようにケーススタディの場に傍聴参加という形で案内する予定。

他に、就労移行支援事業所より、「事業所同士で困っていること等をざっくりばらんに話し合える場がほしい」という声があったので、情報交換の場を設定予定。

また、就労支援における各段階のポイントを押しえた支援を現場で実践できるよう、ケーススタディを実施していく中で整理した、和泉市就労移行支援ガイドラインについて、加筆、修正していく。

### 2. 工賃向上の取組み

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

○作業役務チーム会議（7月11日）

授産製品チーム会議（7月26日、9月17日、12月16日）

作業役務チームと授産製品チームに分かれて、会議の場を設定。

より多くの方に各事業所が作っている授産製品について知ってもらうために、ココスルを活用したチラシを作っていたが、作業役務に関するチラシが作れていなかったため作業役務のチラシも作成した。本来業務がある中で、どのようにチラシを広めるのか、各チームで検討を行った。

⇒意見交換の中で、各事業所に来た人への配布、SNSを活用している事業所であれば、SNSで発信してみる、企業や事業所へ納品時に併せてチラシを配布する、イベント時に配布という案が出た。

また、授産製品チームからは、チラシの配布だけではなく、各事業所の商品の魅力について知ってもらえるよう、手に取ってもらえたり、試食をしてもらえるような工夫も必要では。という意見が出たことから、北部総合福祉会館内のショーケースで展示をすることになり、1月より開始した。

#### 次年度の方向性

- ・ショーケースでの展示は、反響をみながら継続について検討していく。
- ・下記全体会で、事前アンケートを元に今後取組みたいことを話し合い、『就職に向けての支援』や『工賃のベース金額の向上』の意見が出た。『就職に向けての支援』については、一般就労への移行のケーススタディの場も活用していく予定。『工賃のベース金額の向上』については、アンケートで“工賃を上げたい”と回答された事業所の（工賃の）限界点はどこなのか、部会代表と事業所訪問を実施する中で確認し、今後の進め方を検討していく。

次年度は各取組みで事業所の方にリーダーを担ってもらい、事業所主体で取組みを進めたいと考えている。また、事業所が取り組みたい内容のチームに参加してもらう予定である。

○全体会（1月30日）

次年度以降に事業所が取り組みたい内容を整理するため、事前に事業所に向けてアンケートを実施。工賃を上げていきたいか、就職者を出したいか、事業所としての困りごとや課題等を聞き取り、当日はその回答を基にグループ分けをし、再度課題を出し合い、今後部会で取り組みたいことについてグループワークで話し合った。

# 地域移行部会

## 地域移行部会

### 目的

精神障がい者が地域社会の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障がい福祉、住まい、社会参加(就労等)、家族支援、地域の助け合い、普及啓発(教育)等を包括的に整備する「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」※1の構築を目指した取組みを行う。

### 概要

地域移行部会では、令和4年度より、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組みを開始した。関係機関・関係者等に対するアンケート及びヒアリングの結果から、和泉市における精神保健医療福祉に関する課題を抽出。

令和5年度は精神保健医療福祉関係者と地域や当事者家族を巻き込んだ取組みとして、「研修会」「居場所づくり」「地域移行(退院促進)」の三本柱の取組みを行ってきた。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が第7期障がい福祉計画の重点目標であることも踏まえ、令和6年度も引き続き取組みを進めていくとともに、前年度の内容や評価を踏まえて、包括的なケアシステムの構築を一層進めていく。

### 1. 研修会

- ・相談支援従事者に限らず、精神障がい者支援に携わる支援者向けに精神障がいに対する正しい知識、支援の方法について学ぶ研修会を実施する。その中で、精神科医療機関との連携を円滑に行うことを目的に、医療機関と相談支援従事者が交流・相談できる機会も提供する。
- ・地域住民に対する精神保健福祉に関する普及啓発等を目的に、「市民講演会」※2に共催参加する。

### 2. 居場所づくり

令和5年9月に開所した、精神障がい者(疑いも含む)を対象とした居場所について、令和6年8月を活動の区切りとして、取組みの評価及び課題の取りまとめを行う。地域移行部会として、継続して取り組んでいけるもの、新たにに取り組んでいける居場所について検討していく。

### 3. 地域移行(退院促進)

各病院の長期入院者について、地域移行支援につながる可能性についてケース検討を行う。また、長期入院者へ訪問面接を行う新たなシステムづくりや、地域移行支援の利用促進のための取組みを実施していく。

※1 平成29年2月、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において新たな理念として明確にされた。

※2 大阪精神科診療所協会が、大阪府民の精神健康の保持増進を目的に、毎年府内各地で実施。昨年より、和泉保健所と共催することとなり、当地域移行部会も共催実施した。

## 地域移行部会

### 1. 研修会（全体会での協議）

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### ○研修会①「精神疾患研修会」…<第2回>7月22日

【目的】実践に活かす内容として、医師（講師）への相談会を実施し直接助言をもらうことで支援の困りごとを解消する。さらに、多職種多機関とグループワークを行い、顔の見える関係づくりや医療との連携力向上を目指す。

【対象】第1回研修会に参加した方(市内相談支援に従事する者((計画相談員、CSW等))、福祉サービス事業所職員、訪問看護、地域包括支援センター等)

【内容】ケース相談会…事前に相談内容を募集し、当日講師(第1回と同講師)に助言をもらう形式

グループワーク…「未治療、治療中断、服薬拒否、医療との連携」のいずれかをテーマに実施。尚、グループのファシリテーターは訪問看護師(和泉市訪問看護メンタルヘルスの会)に協力依頼。

【結果】39名参加

アンケートでは、医師に直接ケースを相談することが出来る貴重な場だったという評価や、グループワークで多職種多機関の考え方を知り悩みの共有も出来た点が良かったという評価だった。基礎知識の第1回、実践的な第2回という全2回構成の研修についてもステップアップ出来るという点で好評であった。

##### ○研修会②「アルコール関連問題勉強会」

【目的】アルコール依存症に関する知識と、専門医療機関の役割について学ぶ。さらに、専門医療機関の相談員と身近に相談出来る体験を通じ、スムーズな連携を行うためのネットワークを構築する。

<第1回>8月29日

【対象】市内相談支援に従事する者(計画相談員、CSW等)、福祉サービス事業所職員、訪問看護、地域包括支援センター等(今年度は対象範囲を拡大)

【内容】講義「アルコール依存症の理解と支援」＋ 質疑応答

【結果】21名参加

昨年度に引き続き2度目の実施であるが、対象範囲を拡大したことで福祉サービス事業者からも多数申込みがあり、現場のサービス提供者にとってもニーズがあることが明確になった。また、ア

## 地域移行部会

ンケートでは、研修そのものが好評だったことに加え「専門医療機関へ相談するイメージが出来たか」という項目で約9割が「出来た(相談できそう)」と回答があった。

<第2回> 1月24日

【対象】 第1回研修会に参加した方(定員10名)

【内容】 講義「アルコール関連問題を学び 必要な支援につなぐ」  
+相談会(ケースや支援上の悩みについて講師へ相談)

【結果】 6名参加

「依存症の確定診断はないが、飲酒の問題がありそうな方へのアプローチをどのようにしていくか」という観点での講義及び、実際に関わっているケースを相談することで、より現場の支援者の困りごとに活かすことが出来る内容であった。

○研修会③「市民講演会(共催)」…11月7日

大阪精神科診療所協会(主催)と和泉保健所の共催開催。和泉保健所圏域の「にも包括」の会議体である高石市、泉大津市、忠岡町と当地域移行部会が共催の形式で開催。

【目的】 精神保健福祉に関して、地域住民への啓発活動を行うことにより、精神疾患が誰でもかかりうる病気であること等、精神障がい者への理解促進を図ることに加えて、疾患、障がいの早期発見につなげる。また、家族や友人など身近な人が日常的に行える声掛けや対応方法について、学ぶ機会を提供する。

【対象】 和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町に在住、在勤、在学の方(定員120名)

【内容】 テーマ「発達障がいってなんだろう？」クリニック医師が講演

【結果】 106名参加(内、和泉市民は45名)

和泉保健所と各担当市町で振り返りを実施。今年度は、昨年度に比べ参加者も増え、アンケートでも参加者ほぼ全員が今後も実施を希望するという回答であり、市民にとってニーズの高い講演会となっている。そのため次年度に向けても実施の方向で検討している。

## 地域移行部会

### 次年度の方向性

次年度の研修会について、今年度第2回全体会、第3回全体会と早期の段階から協議、検討を行い、計画的に研修実施を進めていく。

#### ○次年度の研修会案

- ・体験型研修会の実施について  
バーチャルハルシネーションを活用した精神疾患を体験できる研修会
- ・行政職員向けの「にも包括」の研修会
- ・大塚製薬を活用し、部会では調整することが難しい精神保健福祉分野や「にも包括」で著名な講師を呼んでの研修会
- ・昨年度及び今年度実施してきた研修会で好評だったテーマ(アルコール、精神疾患)での研修会 等

## 2. 居場所づくり (居場所づくりチームでの協議)

### 令和7年2月までの取組み実績と成果

令和7年3月までを区切りとして活動中(月2回:(A:府中町)第2水曜、(B:幸)第4水曜)。

#### ○居場所利用者数

居場所(A:府中町)	人数	居場所(B:幸)	人数
7月10日	2人	7月24日	3人
8月14日	3人	8月28日	1人
9月11日	3人	9月25日	1人
10月9日	3人	10月23日	1人
11月13日	6人	11月27日	2人
12月11日	5人	—	—
1月8日	3人	1月22日	2人
2月12日	3人	2月26日	○人

#### ○居場所イベント②(B:幸町)…7月24日

- ・「かき氷パフェをつくろう」
- ・利用者数は上表の通りで通常時と変わりなかったが、内1名はイベントをきっかけに初利用に至った。

#### ○第2回チーム会議…8月2日

- ・居場所の取組みについての評価の仕方及び、9月以降の居場所の継続について協議を行った。
- ・利用者のニーズに基づき、活動の取組みを整理し居場所継続のための方法を検討する期間として、3月末まで居場所の延長を決定。

## 地域移行部会

○居場所イベント③(府中町)…11月12日

- ・「ホットケーキづくり」
- ・利用者数は上表の通り。作って食べる、だけではなく利用者が交流する時間も設定し、次の居場所への参加につながるよう働きかけを行った。

○「居場所づくり」に関する報告書を作成

- ・1年間の取組みについての内容報告及び、各利用者にとって利用する目的や意義、必要性をありのまま報告。また、部会の総意として「居場所の継続の必要性」「継続するうえで必要なもの」について記載している。

### 次年度の方向性

上記のとおり、部会として報告書をまとめており今後の方向性については検討していく。

### 3. 地域移行(退院促進) (退院促進チームでの協議)

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

○第2回チーム会議…9月12日

- ・ケース検討：病院から挙げたケースについて検討を行ったが、ケースの深堀りには至らず、改めてケース検討の形を整理し着地点を明確にしておく必要がある。
- ・訪問面談：長期入院者への訪問面談の試行的実施に向けて協議
- ・院内研修：和泉丘病院での院内研修(予定)について報告
- ・茶話会：和泉丘病院での茶話会再開(予定)について報告

○訪問面談(試行)の実施…1月24日

- ・面会の希望がある他市入院中(10年以上)の方への初回訪問を実施。訪問者は地域体制整備コーディネーターとして和泉市障がい者基幹相談支援センターより1名、和泉保健所より2名。
- ・入院中の生活のことや、退院の意向、今後の生活の希望等について話をし、本人からは訪問継続の希望があった。

○第3回チーム会議…1月17日

- ・訪問面談：報告及び、当該対象者への訪問継続についての検討。
- ・院内研修：和泉丘病院、阪和いずみ病院での院内研修(予定)について報告。
- ・茶話会：和泉丘病院での茶話会実施についての報告、阪和いずみ病院での茶話会再開(予定)についての報告。

## 地域移行部会

### ○地域移行支援の案内 作成及び配付

- ・ 予てより検討していた患者向けの案内物について、訪問面接の対象者に面接について説明する際にも利用できるような文面等を再考し作成(資料)。市内各病院や近隣市病院への配付を順次行う。

### ○和泉丘病院茶話会…12月12日

- ・ ピアサポーターによるDVD「はるだよ(紙芝居)」上映及び交流

### ○院内研修会

- ・ 和泉丘病院…2月25日予定
- ・ 阪和いずみ病院…3月7日予定

⇒内容は「DVD上映」「ピアによる体験談」「地域の社会資源や福祉サービスについての紹介(地域体制整備コーディネーターより)及び地域移行部会の取組み紹介」予定。

### 次年度の方向性

#### ○訪問面談の継続

- ・ 現在の対象者は市外病院(和泉市援護の方)在院であるため、市内病院でも希望する対象者がいれば面談実施に向けて調整していく予定。

#### ○茶話会

- ・ 各病院での取組みではあるが、部会としては必要に応じて協力していく。その中で、訪問面談につながりそうな対象者がいれば適宜案内を行う。

#### ○院内研修会

- ・ 茶話会同様、各病院での取組みではあるが、部会としては必要に応じて協力していく。また、相談員以外の病院スタッフからもケースをあげることが出来るということや、訪問面談を行うことが出来るということも含め、地域移行部会の取組みについても研修会で案内予定。

# 地域生活支援拠点部会

---

## 地域生活支援拠点部会

### 目的

『和泉市地域生活支援拠点整備方針』に基づき、事業運用を促進すると共に、事態発生時に個別の状況に緊急時対応を円滑に行える体制整備と事前準備を進めることで、障がいのある方及びその介護者の高齢化や重度化に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを目指す。

### 概要

令和3年度より短期入所利用による緊急時の受入れ体制を構築し、登録制で事業運用を開始してきたが、リスクマネジメントの必要性を感じていない、生活の変化を好まない、登録準備への負担感、要件に合わない等の理由から登録が進まない状況があったため、「備えの必要性」について意識づけを行うため、昨年度末に、「もしもキャンペーン」を実施した。今年度はその効果検証を実施する。

短期入所支援だけでなく、在宅支援による機能的な支援体制の構築、多職種間の連携促進、利用者の安全確保など、サービスの充実に取り組む。

### 1. 効果検証

昨年度相談支援専門員向けに実施した、もしもキャンペーンの効果検証のため、アンケートを実施する。アンケートの内容を踏まえ、啓発方法を検討し、引き続き緊急時に備えた事前準備ができるよう働きかけを行う。また、登録要件の見直しを行う。

### 2. 短期入所スキーム

重度障がい者の受け入れの拡充や、緊急時のよりスムーズな受け入れを目指し、短期入所事業者の意見交換の場等を設け、横のつながりが出来、事業所のスキルアップを目指す。

### 3. 在宅スキーム

緊急時に短期入所利用では合わない人や、昨年度実施したもしもキャンペーンの回答結果では、「ショートステイとヘルパー」の組み合わせを希望する方も多くいた。ショートステイの更なる体制整備と並行して、ヘルパーの支援体制整備も進めていく。

### 1. 効果検証

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### ○効果検証

もしもキャンペーンの効果検証のため、相談支援専門員と日中系事業所向けにアンケートを実施した。全体の結果として、『もしもキャンペーンを実施した本人、家族に対して、備えの意識づけが出来たと思うか』の質問では『おおむねできた』『一部出来た』という回答で約9割となった。意識づけできたと思う理由については、本人や家族と『緊急時のリスクについて』や『緊急時の具体的な対応』の確認ができたことを挙げている方が多くあった。キャンペーンをきっかけに『もしもの時について聞きやすくなった』と回答している相談支援専門員が多くおり、一定の効果はあったと思われる。一方で、拠点事業に対する理解度に差があることや相談支援専門員の回答率も約半数という結果から、リスクマネジメントに対する意識が低い可能性もみえてきた。

引き続き、相談支援専門員や事業所が継続的にリスクについて意識できるように検討。気がかりな当事者、そうでない方でも、緊急事態発生時に“誰と、どこで、どのように過ごしたいか”を中心に聞き取りが出来る、『もしもの時の確認シート』を作成した。（活用のタイミングについては、各支援者で決めてもらう。）

##### ○登録要件の変更について

2月に事業所向けに『もしもの時の確認シート』（26・27頁）の活用についてと併せて、登録要件が変更になったことについて、説明会を設けた。

##### ○加算について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録や加算の届出についての整理を事務局で現在行っている。

#### 次年度の方向性

リスクマネジメントについての重要性を知ってもらえるよう、『もしもの時の確認シート』を随時案内し、意識づけを継続する。また、今回の説明会に参加できなかった事業所や新規事業所が地域生活支援拠点事業についてや『もしもの時の確認シート』の活用方法について知ってもらえるよう、動画を作成している。完成すればコソルにあげ、当事者や支援者でも幅広い人が見られる状態にする。

その後、シートの活用状況を確認し、必要に応じてシートの見直し・修正を行っていく。

### 2. 短期入所スキーム

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### ○短期入所事業所連絡会（2月18日）

連絡会開催時に事業所同士の意見交換に加え、登録要件の緩和と『もしもの時の確認シート』について案内した。

これまで緊急事態発生時には、事前登録シートに掲載されている事業所に連絡を取り、受け入れ不可であれば他を一軒ずつ当たり、空床を探していたが、事業所の空き状況をすぐに確認でき、スムーズに対応できるよう、連絡ツールの検討を行った。

##### ○短期入所事業所訪問（4か所）

連絡会開催前に短期入所事業所訪問を行った。事業所の見学に加え、担当者との意見交換ができた。緊急時に協力していただけそうな熱心な事業所もあり、心強く感じた反面、週末の受入れは難しそうな事業所もみられた。

#### 次年度の方向性

緊急時の受入れ先がスムーズに見つかるよう、また、連携して対応できるよう、今後も連絡会を開催していく。事業所訪問については、今後、連絡会へ参加されない事業所を中心に継続し、日頃から事業所同士支援に関することや受入れについて相談し合え、互いにスキルアップを図ることが出来たり、緊急時の対応についての協力体制の充実につながるよう、顔の見える関係を作っていく。

### 3. 在宅スキーム

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

緊急事態発生時に在宅での支援が必要となる方に対し、スムーズに事業所調整が出来るよう、市内のヘルパー事業所向けに「緊急時に新規利用の問い合わせは可能か」を把握するため、アンケートを実施した。回答結果では、「現在支援中の方でいっぱい」の事業所もあった一方、相談したタイミングで調整がつけば可能等、回答いただいた事業所の半数は問合せ可能とあった。

また、事務局で在宅スキーム案（24時間、担当者に連絡の取れる連絡先リスト、事前登録の流れ、緊急事態発生時の対応の流れ）を作成した。

#### 次年度の方向性

事務局でつくったスキーム案を基に、事業所の事前登録の内容や緊急事態発生時の対応の流れについてチームで進め方を含めて検討していく予定。

ただ、短期入所であれば、事前見学や利用が可能だが、ヘルパーに関してはどのような準備ができるか（一度お試して利用したとしても、緊急事態発生時にお試して利用した事業所が対応できるとは限らない。）が課題と感じている。また、ヘルパーによる必要な支援や時間帯等について、事前に生活状況を詳細に確認しておく必要がある。このためにも、『もしもの時の確認シート』等を活用し、リスクマネジメントについて意識づけしていく。

様式 1-1

もしもの時の確認シート（記入例）

実施日（確認日） 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日（実施回数 回目）  
 利用者名 和泉コダイ 様  
 現在のサービス受給量

主介護者（家族）が不在になった時（もしもの時）緊急対応が どちらかを選択  
 必要 ・ 不要

緊急時に希望する対応はどんな事ですか（誰と・どこで・どのように過ごしますか）

「必要」と選択した場合の例

例 1) 一人で過ごすことは出来ない所以对応は必要だが、数日なら近くに住む親族の家で過ごす。今まで通りの生活がしたい。

例 2) 短期入所を利用したいが、まだ利用が出来ていない。→短期入所の利用を進めていく。

例 3) 緊急対応は必要だが、地域生活支援拠点事業に登録済。

「不要」と選択した場合の例

例 1) 短時間であれば一人で過ごすことができる。日中活動から帰ってきた後、数時間後に家族が帰ってくるので、これまで通りの生活が送れそうである。

例 2) 身の回りのことは大体できるもので、困ることは食事くらいと思われる。数日なら近くに住む兄弟が買いに行つて対応。長期になれば、ヘルパーに手伝ってもらふ必要がある。→自立に向けて、調理が出来るように練習する。

主介護者以外の緊急時に対応できる連絡先

兄：090-0000-0000

主介護者が長期不在になった時の生活の場

例 1) 長期の場合はグループホームを検討したい。

例 2) このまま自宅で過ごしたいが、ヘルパーに手伝ってもらいたい。

サービス等利用計画に記載内容等

例) 緊急時の対応として短期入所の利用日数が標準を超える場合があるので10日間申請する（※申請の根拠がわかるように）

# 地域生活支援拠点部会

様式 1-2

## 生活状況（普段の一日の流れ）

時間	予定	サービス利用等	主介護者がしている事	お願いしたい対応
5:00				
6:00			朝食の準備・モーニングケア・ 排泄介助・更衣・食事介助・ 服薬介助・出かける準備・ 送り出し	朝食の準備→家族で対応できる モーニングケア・排泄介助・ 更衣・食事介助・服薬介助・ 出かける準備・送り出し →ヘルパーで対応を検討
7:00	起床			
8:00	朝食			
9:00				
10:00	余暇活動・入浴・ 排泄・昼食・服薬 など	入浴介助 生活介護【平日】 居宅介護【土日】		自宅で入浴する【生活介護が休 みの日（土日）】 入浴の準備→家族様 入浴介助→ヘルパーで検討
11:00				
12:00				
13:00				
14:00				
15:00				
16:00			自宅でお迎え・夕食の準備・ 食事介助・服薬介助・ナイトケア	夕食の準備→家族で対応できる （朝に用意しておく） 自宅でお迎え・夕食のセッティ ング・食事介助・服薬介助・家族 が帰るまでの見守り→ヘルパー で対応を検討
17:00				
18:00	夕食			
19:00				
20:00				
21:00				
22:00	就寝			
23:00				
0:00			状況確認	状況確認→家族
1:00				
2:00				
3:00				
4:00				

# 子ども部会

---

## 子ども部会

### 目的

障がい児とその家族の多様化するニーズに対応できるよう、関係機関が連携して協議することで、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築づくりを目指す。

### 概要

医療的ケア児の支援は、児童福祉・障がい福祉だけでなく医療・保健・保育・教育と様々な分野の協力が必要で、その連携体制の構築は喫緊の課題となっていた。

令和4年度、医療的ケアが必要な子どもの支援について、制度の複雑さや多岐にわたる窓口等で、情報がわかりにくくなっている現状があった。そこで関係機関の情報を整理し、保護者向けガイドブック作成にむけ取り組み、令和5年度末ホームページにガイドブックを掲載した。

#### 1. 災害時の対応に向けて

- 災害時対応における医療的ケア児の自助・公助・共助の支援体制を整備する。
- ・災害発生時に備えて、現状を共有し、課題整理を進める。

#### 2. 医療的ケア児の現状と地域の課題集約

- ・医療的ケア児の個別訪問等から実態を把握し、地域の課題を集約する。
- ・和泉市としての課題と広域で検討が必要な課題を整理し、大阪府医療的ケア児支援センターとの連携を図る。

#### 3. その他

- ・障がい児支援の課題および他の会議体での検討課題を集約し、必要に応じて地域自立支援協議会に報告する。

### 1. 災害時の対応に向けて

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### ○災害時対応検討会議を2回開催

参加機関：大阪母子医療センター、大阪府和泉保健所、福祉総務課、子育て支援室

- ・1回目：7月22日

各関係機関の発災時における医療的ケア児の個別の安否確認（情報集約）の現状を共有した。

- ・2回目：9月25日

和泉市避難行動要支援者支援事業の登録等現状及び大阪府和泉保健所と福祉総務課での情報共有に関する進捗について共有し、現状から見えてきた課題について意見交換を行った。

##### ○個別ケースにおける災害対応に向けた取り組み

- ・大阪府和泉保健所が把握し、避難行動要支援者登録者個別支援計画を立て個人情報共有に同意がある保護者と福祉総務課と地区民生委員長と自宅訪問で顔合わせし、日頃の関わりについて調整。地域の防災センターで保護者と地区民生委員長、町会役員で発電機とバッテリー接続テストを実施した。

##### ○11月30日開催「防災×電池デイキャンプ」について（岸和田支援学校PTA主催行事、大阪母子医療センター×岸和田支援学校連携事業）

- ・家族等に災害時の対応について考えてもらう機会となり、継続して開催することで、意識づけにつなげてほしいと意見交換した。

#### 【協議会で検討してほしい課題】

- ・人工呼吸器（給付対象）以外に喀痰吸引、酸素療法の医療的ケアでも、停電時の電源確保のため蓄電池等が欠かせない。
- ・停電期間を自宅で過ごすことを考えると複数の蓄電池が必要。
- ・地域の避難所等に発電機などの電力確保の充実が必要。

#### 次年度の方向性

- ・災害時対応における個人情報の共有に同意があるケースより「家族と取り組むこと」「地域と取り組むこと」「保護者と支援者にできること」を大阪府和泉保健所、福祉総務課、地域住民に協力を働きかけ、和泉市避難行動要支援者個別支援計画の推進と避難訓練に向けて取り組む。
- ・地域とつながった事例を踏まえ、民生児童委員等地域の関係者に医療的ケア児の災害対応への啓発を検討する。

## 子ども部会

### 2. 医療的ケア児の現状と地域の課題集約

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### ○個別訪問等や関係機関の関わりから見えてきた課題の共有

医療的ケア児の就園先、学校への通学支援、家族が自由に集える場、医療的ケア児を担当できる相談支援専門員の充実、現状の共有と今後の検討について意見交換を行った。

#### 次年度の方向性

- ・医療的ケア児の支援について、公立園以外の受け入れに向け研修会を企画し、実施にむけて検討する。
- ・他の課題については、現状の確認をしながら検討する。

### 3. その他

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### ○別紙「令和6年度の障がい児支援の検討の場について」を参照

##### ○障がい児支援における医療・教育・福祉の連絡会議

- ・医療・教育・福祉の現状の共有を図った。
- ・情報共有シートの作成、活用にも検討した。
- ・わたしノートの改訂にも取り組んだ。
- ・福祉サービスと教育との連携について、現状を踏まえ課題を共有した。

#### 次年度の方向性

- ・情報共有シート、わたしノートの活用促進にも、周知・連携を図る。
- ・福祉サービスと教育との連携について、検討する。

##### ○障がい児相談支援連絡会

- ・機能強化加算（Ⅲ）の相談支援事業所2か所と連携し、連絡会を実施。
- ・児童発達支援センターはつがの園で開催し、見学等を通じて関係づくりを行った。

#### 次年度の方向性

- ・相談支援部会を見据え、相談支援全体の質の向上にも、参画機関の機能強化加算（Ⅲ）の相談支援事業所と連絡会実施について企画調整する。

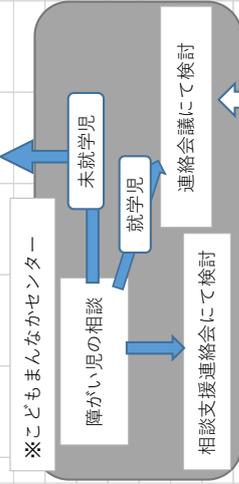
## 令和6年度の障がい児支援の検討の場について

< 令和6年度 >

児童発達支援ネットワーク会議

未就学の支援対象児童の早期発見及び早期療育から成長段階に応じた一貫した支援のための療育支援システムを構築。

代表者会議 実務者会議 個別支援会議



相互連携  
(子育て支援室事務局であり円滑な連携が可能)

地域自立支援協議会 子ども部会

障がい児の支援に関する体制整備  
医療的ケア児の協議に加え、障がい児支援の課題の協議および他会議体での検討課題を集約、必要に応じて地域自立支援協議会に報告。

※令和6年度から児童福祉法改正に伴い「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と「子育て世代包括支援センター（母子保健）」を一体的に運用する「子ども家庭センター」を設置。

和泉市の名称は「和泉市子どもまんなかセンター」

児童発達支援ネットワーク会議の役割  
▶ **未就学児童**を対象とした療育支援について検討。  
▶ 令和5年度以降については、【児童発達支援センター】が未就学児の障がい児支援における「中核的役割」を担っていくための仕組みづくりに向けて協議。

子どもまんなかセンターの役割  
▶ 全ての子ども及びその家庭、妊産婦を対象とした相談対応を担う。  
▶ 障がいのある児童については、未就学児については児童発達支援ネットワーク会議、**就学児童**については【連絡会議】にて検討を実施。同会議においては不登校児童も含まれた上で、支援の対象とする。

地域自立支援協議会「子ども部会」の役割  
▶ **医療的ケア児**の支援に関する協議の場  
▶ 障がい児支援に係る課題について、「連絡会議」等での検討課題について集約する。

< 令和6年度実績 >

児童発達支援ネットワーク会議 会議開催：実務者会議5回・代表者会議1回
児童発達支援センターの地域における中核的役割について ○児童発達支援センターの職員配置体制等、現状についての共有 ○児童発達支援センターに求められる役割・機能に関する意見聴取 ○来年度以降、具体的に取り組むべき内容についての整理
今年度の実績 他市の児童発達支援センターの視察 大阪府委託事業「障がい児通所支援事業者等育成事業」の活用
今後の方向性 児童発達支援センターが地域の障がい児支援における中核的役割を担っていくにあたり、取り組むべき内容を具体的に整理するとともに、優先度を設定した上で適宜実施できるよう、引き続き協議を行う。
子どもまんなかセンター 1. 障がい児支援における医療・教育・福祉の連絡会議（開催：5回予定） ○医療と教育の連携における情報共有シートについて検討 ○わたりノートの改訂にむけて検討 ○福祉サービスと学校との連携の現状について共有 ○子ども計画策定にかかる学齢期の子どものための課題について共有
今年度の実績 ・医療・教育・福祉の現状の共有を図った ・情報共有シートの作成、活用にも検討した ・わたりノートの改訂にも取り組んだ ・福祉サービスと教育との連携について、現状を踏まえ課題を共有した
今後の方向性 ・情報共有シート、わたりノートの活用促進にむけ、周知・連携を図る ・福祉サービスと教育との連携について、検討する
2. 障がい児相談支援連絡会（開催：2回） ○テーマ：「子どもに寄り添った障がい児相談支援計画の立て方」 第1回（参加人数15人）：1月23日 講義 + はつがの園見学 第2回（参加人数17人）：2月12日 講義 + グループワーク
今年度の実績 ・機能強化加算（Ⅲ）の相談支援事業所2か所と連携し、連絡会を実施 ・児童発達支援センターはつがの園で開催し、見学等を通じて関係づくりを行った
今後の方向性 ・相談支援部会を見据え、相談支援全体の質の向上にむけ、参画機関の機能強化加算（Ⅲ）の相談支援事業所と連絡会実施について企画調整する

# 支援の質向上プロジェクトチーム

---

## 支援の質向上プロジェクトチーム

### 目的

「支援の質」の向上に関する取組みを進めることで、質の高い日々の支援につなげていくものとする。

### 1. 社会資源の在り方検討チーム

目的 障がいのある方が希望する地域生活を実現するために、必要とするインフォーマルな社会資源を見つけ（活用し）やすくする。

※社会資源の開発に向けた地域づくり（ニーズと現状の発信⇒開発）

概要 当事者が必要としているニーズを明確にしなが、それに対応する社会資源が実際に地域にあるのかを確認し、社会資源の見える化を行う。また、地域に無い社会資源については、社会資源の開発に繋がるよう、その現状と必要性を発信しつつ、開発できる方法を検討していく。

### 2. 個別支援計画の在り方検討チーム

目的 和泉市内のサービス事業所の支援の質の向上を目指す。  
サービス管理責任者研修で示されているサービス提供（7つのセクション）のポイントを押さえた支援を実施できる事業所を増やす。

概要 サービス管理責任者研修を受講しただけでは、個別支援会議やニーズ整理等、研修で示されているサービス提供（7つのセクション）のポイントを押さえた支援を実施することが難しい。また、業務多忙な中で、どう実践していけばよいのかも課題として挙げた。  
サービス管理責任者研修のフォローアップ研修を引き続き研修の企画、実施を行っている。  
また、日々の支援の在り方や工夫していること（ICTを活用した業務の効率化等）について、サービス事業者同士で共有・検討を重ねていく。

# 支援の質向上プロジェクトチーム

## 1. 社会資源の在り方検討チーム

### 令和7年2月までの取組み実績と成果

○チーム会議を実施（10月10日）（12月20日）

既存の社会資源(インフォーマル)の新しい使い方を発信し、支援者に「社会資源」というものの考えや見方を変えてもらい、結果的に当事者の余暇を充実させる資源を見つけやすくすることを取組みのゴールとすることを再確認し、そのための具体的な手法のイメージを共有した。

#### [手法のイメージ]

- ・当事者や支援者が、「行って良かった場所」「広めたい情報」、「体験・利用してみて得た、サイトやHPにはない情報」を投稿することが出来、情報を得たい人が閲覧出来る仕組みにする。(掲示板やインスタグラムのような)
- ・ココスルから投稿先へアクセス出来るようにすることで、投稿や閲覧を容易にする。
- ・投稿に対する評価(いいね!)やコメントをつけられる機能をつけ、閲覧者が参考に出来るようにする。  
⇒イメージをココスルのシステム開発業者と共有。
- ・その他、以前作成したバリアフリーマップのチラシを移動支援の事業所へ配布し、利用先へ撒いてもらうのも情報を充実させる一つの手ではないか、またココスルの「研修会」や「地域の活動」についても、参加した人が後日感想を投稿出来るなど、フィードバック出来る仕組みを作れば、より情報を活用する人が増えるのではないか、という意見が出た。

### 次年度の方向性

- ・ココスルへの機能追加を業者と進めていくと共に、投稿内容の管理方法や、投稿されたことの通知方法など、運営の詳細についても引続き協議する。
- ・機能追加後、一定期間を経て利用頻度や有用性の把握、効果検証を行い(手法は今後検討)、必要に応じて改善を行っていく。

## 支援の質向上プロジェクトチーム

### 2. 個別支援計画の在り方検討チーム

#### 令和7年2月までの取組み実績と成果

##### ○チーム会議を実施（10月10日）

動画・対面研修での学びで得られる状態像「和泉市内で従事するサービス等管理責任者が、業務の中で生じる迷いや悩みを可能な限り解消出来、自信をもって業務にあたる事が出来るよう、フォロー体制を構築する。かつ、人材育成のサイクルとして研修で自信を得たサービス管理責任者が後進育成出来る循環にしていけること」を再確認し、取組みを継続。

- ・サービス管理責任者等研修で学ぶ「サービス提供プロセス（7つのセクション）」に基づいた支援（チームアプローチの重要性）についての研修を実施。（2月6日）

[内容]「場面1：サービス担当者会議への参加準備」「場面2：参加」「場面3：事業所内でフィードバック」の一連の流れについて

①事前動画視聴（場面1～3）

②対面研修 講義『7つのセクションについて』

講師：宮崎 充弘氏

実践 場面1・3：個人ワーク

場面2：グループワーク

7人が参加（就労継続支援B型、共同生活援助）

機能強化型サービス支援費取得事業所に、グループワーク（ロールプレイ）で相談支援専門員役として協力いただいた。

- ・「(事前準備を十分に行うことで) 対象者のニーズをくみ取り、支援につなげていく大切さを改めて知った」「(チームアプローチについて) 本人のニーズ等を職員皆で共有する、現場の意見・現場が知っておきたいことを(担当者会議の場等で) しっかり聞くことの大切さを知った」という感想と共に、このような気づきや知識を得られる研修等には継続して参加したいという声が聞かれた。

#### 次年度の方向性

- ・上記研修の振り返りの場で参加者からの意見聴取や、目標（研修実施により得られる状態像）への到達度の確認を行い、今後の取組みについて（継続や他の課題に対する取組みへの転換等）検討する。
- ・サービス提供事業所の職員同士が支援の在り方や、業務の効率化を図りながら質の高い支援につなげていく上での困りごとや疑問を解消したり、ヒントや情報を得られる場のもち方（上記のような研修会や他の部会等の取組みを活用するなど）も併せて検討する。

## 委員提案

### 委員提案

委員名	大阪府立岸和田支援学校 金 大洪
テーマ	令和7年度10月から始まる就労選択支援事業について
現状・課題	
目標	
取組み案	
関係者	
協議事項	岸和田支援学校は就労継続支援B型を希望する生徒が少ないためあまり大変だとは考えていないものの、他の支援学校では話題によく上がっているため、和泉市としてどのように考えているのか、またどのように取り組んでいくのかを知りたい。
その他	

## これまでの委員提案

### これまでの委員提案

委員のみなさま貴重なご提案ありがとうございます。

いただいたご提案につきましては、一定、取組みの方向性が決まったものや、取組みを行う部会、チームが決まったものについては、一旦“提案”の段階が完結したものとし、その後の経過は、各部会ページにおいて、その他取組みと合わせてご確認いただくものとし、今後も活発な協議・取組みを進めていくため、ふるってご提案お待ちしております！

**完** ◆地域における障がい者の外出支援の活性化、充実化  
・・・支援の質向上・プロジェクトチーム「社会資源の在り方、作り方」チームにて取組み中。

**完** ◆泉州北障害者就業・生活センターによる支援  
・・・就労支援部会にて「各就労支援機関等の機能及び連携体制の強化」として取組み中。

**完** ◆障がい者計画等のわかりやすい版の作成  
・・・作成済み。

**完** ◆緊急時対応をより円滑に行える体制作りと、より安心して暮らし続けられる地域づくりについて  
・・・地域生活支援拠点部会にて取組み中。

◆青年・成人期余暇活動支援の充実について  
・・・相談支援専門員に対するニーズ調査、他自治体等の取組状況の情報収集の調査を令和6年10月に実施した。アンケート結果等については、資料3-1にて説明。

◆支援やサービス提供に繋がりにくい方への支援体制構築、事業者間の連携支援による支援チーム構築と地域での人材育成について  
・・・委員より提供された事例を用い、市内の全障がい福祉サービス事業所を対象に事例検討会（ケーススタディ大会）を実施し、事業所の垣根を越えて支援における困りごとの相談や思いの共有が出来る『プラットホーム』の構築につなげていく。資料3-2にて説明。

◆医療的ケアのある子どもの進路について  
・・・他市町村と意見交換を行った結果、情報収集したものを一覧化することは難しいため、各事業所が持っている情報を共有する仕組み等、別の方法で本人の

## これまでの委員提案

---

状態に応じた事業所探しが本人や家族、支援者等ができるような取組みを検討していく。